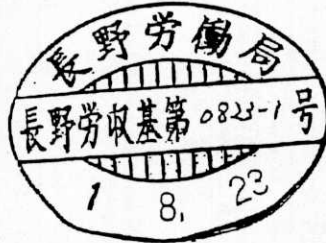




2019年8月23日

長野労働局長 中原 正裕 殿



長野県労働組合連合会  
議長 細尾 俊  
長野市高田 276-8 県労連 会館内  
電話 026-223-16

## 平成 31 年長野県最低賃金審議会の 改定決定に対する異議申立書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、真剣にご尽力いただいている委員の皆様には心から敬意を表します。長野県最低賃金審議会は、8月8日、今年度の最低賃金の改定について、現行の821円を27円引き上げて848円にすると答申しました。厳しい経済状況・地域事情、人口動静など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であるとは拝察いたします。

しかしながら、この最低賃金額は、労働者・県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」という人権を保障し、長野県の労働者の確保と地域経済の活性化という点において不十分な答申といわざるを得ません。さらに、中央最低賃金審議会の答申を受けての同額の答申は、長野県としての自主性を確認することができないもので、非常に残念であり、ここに異議を申し立てるものです。

私たちは、長野県地域経済と労働者の生活を守り、働きがいを実感できる環境を整えるためにも、長野県においても「今すぐ1,000円に、そして直ちに1,500円にする」必要があると考えます。

さらに、大都市圏と地方の地域間格差の拡大は深刻です。最高額の答申がされている東京都は「1,013円」となり、本県の最低賃金との差は時給で「165円」と昨年より「1円」拡大しました。同時に、全国平均「901円」に対しても「△53円」の格差が生じています。この時給の隔たりは、何を根拠に議論されたか非常に疑問です。こうした状況が続けば、若年者をはじめとする労働力の県外流出に拍車をかける一因となることは間違いありません。さらに、アベノミクスによって「雇用によらない働き方」「非正規化」がすすみ、低賃金労働者が増え続けています。これらを放置すれば、地方の過疎化・高齢化・人口減少が加速し、地域経済のいっそうの疲弊につながります。それらを抑止し、人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げが決定的に重要です。県労連が取り組んでいる「最低

賃金をすぐに1,000円に、直ちに1,500円に引き上げること」「全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること」を求めた自治体請願では、採択した自治体が昨年より大幅に増加し、一部採択も含めて26自治体が採択しています。(7月31日現在)

以上の点から、長野県労働組合連合会として、今回の答申について下記の異議を申し立てます。

## 記

1. 長野県最低賃金額を27円引き上げ、848円とするとした答申については不服であるため、長野県の将来のために再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、最低賃金額を生計維持にふさわしい額に引き上げていただくこと。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は急務の課題です。公益見解で述べられているように、政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を送付してください。
4. 異議に関する審議について、公開の場で審議していただくこと。また、意見陳述の機会を保障していただくこと。

以上